

議案第28号

鹿屋市一般住宅条例の一部改正について

鹿屋市一般住宅条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長      中   西      茂

鹿屋市一般住宅条例の一部を改正する条例

鹿屋市一般住宅条例（平成18年鹿屋市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表大鹿団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大鹿団地を現入居者に譲渡するため一般住宅の用途を廃止したいので、本案を提出するものである。